

第33回 農業資材審議会農薬分科会

第 3 3 回 農 業 資 材 審 議 会 農 薬 分 科 会

日時：令和 4 年 1 2 月 2 3 日（金）

場所：農林水産省消費・安全局第 3 会議室

（W E B 会議形式による開催）

時間：1 5：0 0～1 6：4 5

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）農薬取締法第 3 9 条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見 の聴取について

- ・青枯病菌感染性バクテリオファージを有効成分として含む農薬（新規）
- ・シンナムアルデヒドを有効成分として含む農薬（新規）
- ・アセタミプリドを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・イソチアニルを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・イミダクロプリドを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・クロチアニジンを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・1，3－ジクロロプロペン（別名 D－D）を有効成分として含む農薬
（再評価）
- ・ジノテフランを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・チアメトキサムを有効成分として含む農薬（再評価）

（2）「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」及び「農薬原 体の同等性の評価方法について」の改正について（報告）

（3）農薬原体部会における公表文献の取扱いについて（報告）

（4）「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める 場合を定める省令（案）」に対する意見募集の結果について（案）

(5) その他

3. 閉 会

午後 3 時 0 0 分 開会

○楠川室長 定刻となりましたので、ただいまから第33回農業資材審議会農薬分科会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の楠川と申します。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会はウェブ会議形式で開催いたします。また、公開で開催するということで、傍聴の方々にも参加いただいております。

委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにいただきまして、発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンがございますので、そちらを押していただければと思います。

基本的には挙手制で進められればと思いますが、挙手以外でも、気になること等ございましたら会議途中で御自身でミュートを外して御発言いただいても構いませんので、何なりとお申し付けいただければと存じます。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

万が一の回線トラブルの場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお知らせしておりますので、そちらまで御連絡を頂きますようお願いいたします。

本日は委員の方12名、臨時委員の方6名に御出席いただいております。小西委員、三浦委員につきましては本日、御欠席となっております。

さて、本分科会は農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の御出席で会議が成立すると規定されております。本日は委員と臨時委員と合わせて20名のところ18名の方に御出席いただいておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、本日の配付資料について御確認いただきますようお願いいたします。

画面にも投影されておりますが、資料1、議事次第でございます。資料2「農業資材審議会農薬分科会委員名簿」でございます。資料3-1「農薬の登録に係る意見の聴取について」、資料3-2「農薬の再評価に係る意見の聴取について」、資料3-3「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」でございます。資料4「「農薬原

体の成分規格の設定に用いる試験成績について」及び「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について」でございまして、改正する文書をそれぞれ資料４－１、４－２として添付しております。資料５「農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会での公表文献の取扱いについて」、資料６－１「「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）」に対する意見・情報の募集結果（案）」、資料６－２「補助成分の取扱いについて（案）」でございます。

このほか参考資料がございまして、参考資料１が「農薬取締法」、参考資料２「農業資材審議会令」、参考資料３「農業資材審議会議事規則」、参考資料４「農業資材審議会農薬分科会の運営に関する資料」、参考資料５「再評価における公表文献の提出について」、参考資料６「再評価の一般的な流れ」、参考資料７として「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）」についての意見・情報の募集について」、これは資料６－１及び６－２の審議の際に参考にさせていただきます。

これより審議に入りますが、もし傍聴の方でカメラ撮り等ございました場合には、画面の撮影はこれまでとなりますので、これ以降の撮影は御遠慮ください。

それでは、これからの議事進行は赤松分科会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○赤松分科会長 赤松です。

本日は皆様お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

この度は、農薬分科会をオンラインで開催いたします。進行中にシステム上のトラブルが発生する可能性がございますが、そのような場合は事務局に御対応いただきますので、あらかじめ御承知おきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に移りたいと存じます。

本日は、今、画面に出ております議事次第にございますように、１といたしまして農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について、２といたしまして「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」及び「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正についての報告、３といたしまして農薬原体部会における公表文献の取扱いについての報告、４といたしまして「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）」に対する意見募集の結果についての報告があるということです。限られた時間内ではございますが、どうぞ活発な意見交換をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について、議論に入りたいと思います。

令和4年12月14日及び22日付で農林水産大臣より諮問を受けておりますことを委員の先生方に御報告いたします。

それでは、諮問の内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 農薬審査官の西岡でございます。資料に沿って御説明申し上げます。

資料3-1、3-2につきましては、先ほど座長から紹介のありました、農林水産大臣から農業資材審議会長に諮問した文書になります。

資料3-3を御覧ください。

こちらに今回諮問を行う農薬の概要を取りまとめております。

1点、資料の修正をお願いしたいと思います。

本文中、2つ目のパラで「青枯病感染性」となっていますが、この間に「菌」が入るのが正式ですので、その修正をお願いいたします。

では、個別の剤について御説明します。

今回、新規農薬の登録申請のあった2剤と、再評価のために資料の提出があった7剤について諮問しております。

まず、青枯病菌感染性バクテリオファージですが、こちらは微生物農薬に該当するので、生物農薬評価部会において御審議を頂いた後に、本分科会に報告し、審議していただく予定としております。

次のシンナムアルデヒドに関しましては、申請がなされた日が使用者安全、蜜蜂影響に関する農薬取締法の規定が施行される前となっておりますので、農薬原体部会のみにおいて審議し、その結果について本分科会で報告、審議していただく予定にしております。

それ以下の再評価の関係の7剤でございますが、最新の科学的知見に基づいて評価を行うということで、農薬原体部会、使用者安全評価部会、蜜蜂影響評価部会の3部会で評価を頂いて、その結果をもって本分科会に報告、審議いただく予定にしております。

別添において個別の剤の概要を取りまとめておりますので、簡単に御説明申し上げます。

青枯病菌感染性バクテリオファージにつきましては、令和3年1月22日に申請を受理しております。

名称、分類等は記載のとおりでございます。用途は殺菌剤となります。作用機作としては、青枯病菌に感染しまして増殖、溶菌することで殺菌作用を示します。殺菌剤の分類

ではBM2に該当いたします。

申請の状況ですが、申請されている農薬は1剤で、適用作物はトマト、苗を希釈した溶液に浸ける形の使用方法でございます。

海外においては、評価その他登録の情報は確認されておりません。国内においても初めての評価になる剤でございます。

続きまして、シンナムアルデヒドでございます。

こちらは令和2年3月17日に申請を受理しております。

名称、構造式はお示ししたとおりで、用途は殺菌剤、作用機作は、糸状菌の菌糸の伸長や胞子の発芽を抑制することによって病原菌の発育抑制作用を示すと考えられております。現在、殺菌剤の分類では未分類となっております。

申請されている剤は1剤で、トマト、なす、きゅうり、花き類・観葉植物等について、栽培されるハウス等でくん蒸という形で使用される剤でございます。

JMPR等での評価はございません。米国においては登録があるという情報を得ておりますが、欧州では確認されておりません。

国内での評価状況に関しましては、食品安全委員会においては現在評価中で、厚生労働省では評価はございません。環境省につきましては、登録基準不要というものですが、評価を終えている状況でございます。

続きまして、アセタミプリドでございます。

本剤については、令和4年3月30日に再評価のための試験成績等を受理しております。

名称、構造は記載のとおりで、用途は殺虫剤。作用機作は、ニコチン性アセチルコリン受容体に作用し、シナプス伝達の遮断を起こし、殺虫作用を示す。殺虫剤の分類では4A、ネオニコチノイド系と言われる剤でございます。

国内の登録状況は、初回の登録は1995年で、再評価の対象になるのは20剤になります。適用作物としては麦、根菜、葉菜、果菜、果樹、茶等、幅広く使われている剤でございます。使用方法是、散布、土壌処理などいろいろございます。

海外の評価状況としては、JMPR、国際基準等はなされておる状況で、欧米においても登録、基準等がある剤でございます。

国内の評価状況に関しましては、食品安全委員会の直近の評価は2014年、農薬・動物用医薬品部会での報告がなされたのは2015年、水域の環境動植物被害防止関係の評価が2018年で、水質汚濁に関しましては2011年に評価を受けている剤でございます。

続きまして、イソチアニルでございます。

本剤については、令和4年3月2日から3月28日にかけて試験成績等を受理しております。

名称、構造式については記載のとおりで、用途は殺菌剤でございます。作用機作は、病原菌に対する直接的な作用ではなく、植物の病害抵抗性関連酵素の作用を亢進させる作用を有している剤でございます。殺菌剤の分類としては、P3に分類されております。

初回登録年は2010年、再評価の対象となる剤は53剤、適用作物は稲でございます。使用方法は、育苗箱の処理、田植え時の側条施用、湛水散布といった使用方法がございます。

海外におきましては、JMPR、国際基準等はありません。米国においては基準、インポートトレランスがあることが確認されております。欧州においては登録、基準はありません。

国内の状況に関しましては、食品安全委員会の評価が2009年、農薬・動物用医薬品部会が2009年、環境省の水域の環境動植物、水質汚濁、共に2009年に評価がなされている剤でございます。

続きまして、イミダクロプリドでございます。

この剤は、令和3年12月22日から27日にかけて試験成績を受理しております。

名称、構造式は記載のとおりで、殺虫剤です。こちらにもネオニコチノイド系と言われる剤でございます。

初回登録年は1992年、再評価の対象となる剤は38剤、適用作物は稲、根菜、葉菜、果菜、果樹類と幅広い適用を有しております。使用方法も、散布、土壌処理、育苗箱処理等、いろいろな使用方法がございます。

海外の評価でございますが、JMPRの評価がありまして、国際基準も設定されております。米国では登録、基準等がございます。欧州では登録が失効しておりまして、ただ、残留の基準値はまだある状況でございます。

国内の状況に関しましては、食品安全委員会の直近の評価は2016年、農薬・動物用医薬品部会の評価は2017年、水域の環境動植物に関しましては2017年、水質汚濁に関しては2011年に評価がなされている剤でございます。

続きまして、クロチアニジンです。

本剤は、令和3年12月2日から24日にかけて試験成績を受理しております。

名称、構造式は御覧のとおりでございます。本剤も殺虫剤で、ネオニコチノイド系と言

われる剤でございます。

初回登録年は2001年で、再評価の対象となる剤は78剤、適用作物は、こちらも稲から野菜、果樹まで幅広い適用がございます。使用方法も同じく、散布、土壌処理、育苗箱処理等いろいろな手法がある剤でございます。

JMPR、国際基準等も設定されている状況でございます。こちらの剤も米国では登録、基準がございまして、欧州では登録はありませんが、残留基準等はある状況でございます。

国内の評価状況に関しましては、食品安全委員会の直近の評価は2014年、農薬・動物用医薬品部会に関しましては2015年、水域の環境動植物に関しましては2016年で、水質汚濁に関しましては2011年に評価を受けている剤になります。

続きまして、1，3－ジクロロプロペン、別名、農薬の登録名としてはD－Dと申します。

本剤につきましては、令和4年3月29日に試験成績等を受理しております。

名称、構造式等は御覧のとおりで、用途は殺虫剤でございます。線虫の酵素の求核反応中心に化学結合し、酵素活性を阻害して殺虫作用を示すという作用機作を有しております。殺虫剤の分類では、現状、分類されていない状況です。

初回の登録年は1950年と、長い歴史がある剤でございます。再評価の対象となる剤は8剤、適用作物としてはキャベツ、トマトなどの野菜、豆類、ばれいしょなどの根菜類といったように幅広く使われております。使用方法是、植付けの前に土壌をくん蒸するという使用方法となります。

海外に関しましては、JMPR、国際基準等はない状況でございます。米国では登録、基準等ある状況です。欧州では登録はございませんが、残留基準はある状況です。

国内の評価状況に関しましては、食品安全委員会の直近の評価は2019年、農薬・動物用医薬品部会に関しましては2020年、水域の環境動植物に関しましては2016年、水質汚濁に関しては2014年に評価を受けている剤でございます。

続きまして、ジノテフランでございます。

本剤は、令和4年3月11日から30日にかけて試験成績を受理しております。

名称、構造式は記載のとおりでございまして、本剤も殺虫剤で、ネオニコチノイド系となります。

初回の登録年は2002年、再評価の対象となる農薬数は93、適用作物は稲から野菜、果樹、幅広い適用を有しております。使用方法も、散布、土壌処理、育苗箱処理等、いろいろな

方法がございます。

JMPR、国際基準、共にございます。米国では登録、基準がある状況で、欧州では登録がなく、残留基準がある状況です。

国内に関しましては、食品安全委員会の直近の評価が2017年、農薬・動物用医薬品部会が2017年、水域の環境動植物が2017年で、水質汚濁に関しましては2009年に評価がなされております。

最後に、チアメトキサムです。

本剤は、令和3年12月22日から23日にかけて試験成績を受理しております。

名称、構造式は御覧のとおりで、本剤も殺虫剤のネオニコチノイド系になります。

初回登録年は2000年で、再評価の対象になる剤は26剤、適用作物は、本剤も稲、野菜、果樹等、幅広にございます。使用方法も同様に、幅広な手法がございます。

JMPR、国際基準等は、評価されて、設定されております。米国では登録、基準があって、欧州では登録はありませんが、基準がある状況でございます。

国内に関しましては、食品安全委員会の直近の評価は2015年、農薬・動物用医薬品部会に関しましては2015年、水域の環境動植物に関しては2016年、水質汚濁に関しては2011年に評価を受けております。

これ以降は今回申請されている、再評価の対象となる剤の一覧となっておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○赤松分科会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何か御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。御意見、御質問ございませんか。

○奥語委員 1つ確認があつて、4ページのシンナムアルデヒドですけれども、すみません、これは私の見方ですね。アルデヒドの「1」がどうなっているのか、ちょっと気になったものですから。これは1語でしたっけ。1語で「Cinnamaldehyde」なのですかね。

○赤松分科会長 そうだと思いますけれども、事務局、よろしくお願いします。

○西岡農薬審査官 ひと続きだったと思いますが、確認して、適切に対応いたします。

○奥語委員 あと二つほど質問してもよろしいでしょうか。

○赤松分科会長 どうぞ。

○奥語委員 1つは構造式ですけれども、これ1か所だけシストランスの表現があります

けれども、大体こうやって平面で表すのがこの構造式のやり方というか、そういうことになっているのでしょうか。

○西岡農薬審査官 基本的には、平面の表示で提出されてくることが多いかと思います。

○與語委員 分かりました。

もう一つは、農薬によっては申請数が90ぐらいあるのですが、登録状況のところの適用作物とか使用方法是、使用基準に書いてあるものをざっとまとめたというイメージでよろしいですか。

○西岡農薬審査官 そうですね、主立ったものをまとめています。

○與語委員 分かりました。

語尾が「処理」だったり「散布」だったり「施用」だったりするので、どうしてかなと思ったのですが、それはラベル上そうになっていたという理解でよろしいのでしょうか。

○西岡農薬審査官 そうですね、登録されている使用方法に沿って書いていると思うので。一応、側条施用のところは再度確認したいと思います。

○與語委員 いずれにせよ、これからそれぞれのところで評価する際に細かく確認していくと思うので、今、ここで修正する必要はないとは思いますが、念のために確認させていただきました。

○西岡農薬審査官 すみません、ちょっと補足で。

例えば「土壌処理」では、土壌の混和ですとかいろいろな使用方法があって、そういったものをまとめて土壌に処理する使用方法だという形で簡略化している部分もございます。今後は極力統一した考え方で記載するようにしたいと思います。

○與語委員 ありがとうございました。

○赤松分科会長 ほかにございますでしょうか。

○天野委員 日植防の天野でございます。

1点教えていただきたいのですが、9ページの1, 3-ジクロロプロペン、D-Dについて使用方法が土壌くん蒸となっておりますが、散布等、そういうシナリオにない使用方法について、評価の考え方とか方針があるのでしたら教えていただければと思います。

○赤松分科会長 事務局、いかがでしょうか。

○西岡農薬審査官 土壌くん蒸剤に関しましては、推定されるばく露の経路が吸入となると考えておりまして、予測式で想定しているものに完全にはマッチしないと思っています。

単純に予測式では推定できないので、試験成績を提出させて、それに基づいた評価を行

っていききたいとは考えております。本剤は、試験成績が提出されております。

○天野委員 ありがとうございます。

この後に同じような土壌くん蒸剤、ほかのものも追って提出されると思いますし、あるいはこれ以外にもシナリオにない使用方法もあると思いますので、これはもう先に試験成績が提出されているのですが、やはり透明性を持って「こういう方針」というものを広く示された方がいいようにも思います。

これに関連して言えば、例えば6ページのイソチアニルも試験成績は令和4年3月中に提出されておりますが、この側条施用については先日、たしか12月に入ってからのもので、安全評価部会でその考え方が検討というか、方針が出されたように記憶しております。そうしますと、今回大きな問題はないのかもしれませんが、後出し感が出ないように、後から評価してみたらこういうものが必要だったとか、あるいは評価のために何らかのデータを取るのに無駄な努力があったりしても困りますし、あるいは試験の条件設定等にも影響する部分があるような気がしますので、この後、続く剤のためにも早めに整理できるものは整理して、公表いただければよいかなと感じました。

これは意見です。

○赤松分科会長 御意見ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。ございませんでしょうか。

○西岡農薬審査官 それでは事務局からですけれども、本日、欠席されています三浦委員よりコメントを頂いているので、本件について紹介させていただいてよろしいでしょうか。

○赤松分科会長 よろしく願いいたします。

○西岡農薬審査官 それでは、代読させていただきます。

今回、アセタミプリドをはじめとしたネオニコチノイド系農薬5成分が再評価されます。ネオニコチノイド系農薬は、ハチを含む生態系への影響が懸念されているほか、水に溶けることで、湖沼や河川水生昆虫に影響を与え、直接・間接的に魚類や貝類等の水産生物に影響を与えている可能性が示唆されています。農薬分科会はもとより環境省の審議会も含め、最新の科学的知見を踏まえ適切に審査・検討を頂きますようお願いいたします。

以上でございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ネオニコチノイドは水溶性ですので、ただいまの三浦委員からのコメントですけれども、当分科会はもとより環境省の審議会も含め、最新の科学的知見を踏まえて適切に審査・検

討していただきたいということでした。

そのとおりだと思いますので、三浦委員から御意見があったことを関係の府省にもお伝えいただけませんか。

○西岡農薬審査官 そのようにいたします。

○赤松分科会長 よろしく願いいたします。

ほかに、ございますでしょうか。

天野委員は、先ほどの件はもうよろしいでしょうか。

○天野委員 結構です。よろしくお願いします。

○赤松分科会長 ほかにございませんか。

ございませんようでしたら、ただいまの青枯病菌感染性バクテリオファージにつきましては生物農薬評価部会、シンナムアルデヒドは農薬原体部会、アセタミプリド、イソチアニル、イミダクロプリド、クロチアニジン、1，3－ジクロロプロペン、ジノテフラン、チアメトキサムにつきましては農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会の3部会で御審議いただき、審議結果を後日の分科会に御報告いただきたいと思いますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事（2）「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」及び「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について（報告）です。

農薬の登録申請において提出すべき資料について、平成31年3月29日付の農林水産省消費・安全局長通知が令和3年8月17日に改正されたことに伴い、関連する規定のある「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」及び「農薬原体の同等性の評価方法について」を資料4－1及び4－2のとおり改正を行うことにつきまして、令和4年9月21日に開催いたしました農薬原体部会において審議し、決定した内容についての御紹介です。

この結果につきましては、農薬原体部会の代田委員より御説明をお願いいたします。

○代田委員 農薬原体部会に参加しております代田でございます。

部会を代表いたしまして「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」及び「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について、部会決定事項の報告をさせていただきます。

資料4を御覧ください。

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会では、農薬原体の成分規格について検討を行っ

ておりますが、これに用いる試験成績及び評価方法につきましては、令和元年9月6日の第1回農薬原体部会で、従前農薬原体の審議を担っておりました農薬検査法部会で取りまとめた資料を再検討し、4つの資料を取りまとめております。

これらのうち「考慮すべき毒性を有する不純物の決定方法について」につきましては、令和2年2月6日の第2回農薬原体部会で、農薬原体の毒性に影響を与え得る考慮すべき毒性を有する不純物かどうかの具体的な判断方法として、農薬原体中の不純物の毒性指標と毒性試験に用いた農薬原体の毒性指標の比から算出した参照濃度を判断基準に用いることなどの改正を行いました。

また、農薬の製造に用いる農薬原体と毒性試験に用いた農薬原体の同等性の評価では、成分組成の比較による評価方法として農薬原体中の含有濃度の差を判断基準とする規定がありますが、毒性指標の比から算出した参照濃度を判断基準とすることとの整合性を取るために、令和3年6月28日の第27回農業資材審議会農薬分科会の審議を経て、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」が令和3年8月17日に改正されております。

具体的には別紙、資料4の4ページを御覧ください。

右側が改正前の規定で、(ア)のとおり6g/kg以下の添加物、不純物については含有量の増加が3g/kg以下を同等性の判断基準としていましたが、左側の改正後の規定では、添加物、不純物の含有濃度にかかわらず含有濃度の増加が50%以下としています。

同様の改正が5ページにもございます。

この改正規定が令和4年4月1日以降の農薬の登録申請に適用されたので、関連する規定のある「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」及び「農薬原体の同等性の評価方法について」につきましても令和4年9月21日の第10回農薬原体部会において内容の確認を行い、改正を行うことを決定し、令和4年4月1日以降の農薬の登録申請について適用していくことといたしました。

改正箇所については、この後、事務局から御説明願います。

○赤松分科会長 代田委員、ありがとうございました。

ただいま農薬原体部会での検討結果を御報告いただきましたが、事務局から補足の説明をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 事務局より、改正された部分について具体的に御説明いたします。

資料4-1でございます。

こちらは「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」を定めている資料で

ございます。

改正に関しましては、先ほど代田委員から御説明のあった規定と同様の規定がある部分を中心に、それを適用するような形で改正しております。また、ダイオキシンの名称に誤記があったので、その改正も行っております。

具体的な部分、9ページにダイオキシンの誤記の訂正がございます。

また、13ページに、先ほど代田委員が説明されたとおり、50%以下とする改正をしている部分がございます。

同じく、15ページに同様の改正を行った部分がございます。

それから17ページの別添に、こちらもダイオキシンの誤記の訂正を行った部分がございます。

こちらの資料については以上でございます。

資料4-2も同様に、「農薬原体の同等性の評価方法について」の中で同様の規定がある部分の改正を行っております。

具体的には、5ページに農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられる農薬原体の同等性の判断基準を示しておりますが、そちらに「50%以下であること」という改正を行っております。

以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

本件につきまして、何か御質問、御意見などがございましたらお願いいたします。御意見、御質問はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、本件に関しましてはこのようにさせていただくということで、次に議事（3）に入りたいと思います。

農薬原体部会における公表文献の取扱いについてです。

令和3年9月22日に本分科会で決定いたしました「公表文献の収集、選択等のためのガイドラインに」沿って提出される公表文献を各部会での評価に活用するに当たり、取り決めておくべきと考えられる点につきまして、令和4年9月21日に開催いたしました農薬原体部会において審議し、決定したものでございます。

この結果につきましても、農薬原体部会の代田委員より御説明をお願いいたします。

○代田委員 農薬原体部会を代表いたしまして、農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会での公表文献の取扱いについて、部会決定事項の報告をさせていただきます。

農薬原体部会での公表文献の取扱いにつきましては、令和4年9月21日の第10回農薬原体部会で審議いたしました。

「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」が農薬分科会で決定されておりますが、農薬原体部会が評価対象としております添加物と不純物の毒性に関する公表文献につきましては、ガイドラインの直接の収集対象とはなっておりません。そこで、農薬原体部会では、別途収集を求める必要があるかどうかを議論いたしました。

資料5を御覧ください。

(1) から (2) に、農薬原体部会で評価に用いる添加物と不純物の毒性に関する情報について整理しております。

原体部会で取りまとめました「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績」では、添加物及び不純物の毒性について、まず既存の利用可能なデータを用いるとしておりまして、利用可能なデータとしては化学物質の分類リスト、安全データシート、動物代謝試験、毒性試験に用いた農薬原体の組成分析及び構造活性相関を挙げております。

これらのうち化学物質の分類リストと安全データシートを用いる際には、引用元となっています国内外の安全性評価書、並びにその根拠となる公表文献などを本部会の評価に利用しております。

これらに加え、文献収集ガイドラインに基づき収集した公表文献の提出を求めるかどうかにつきましては、不純物のほとんどが、農薬原体を製造した際に副反応などにより生成した農薬原体に固有かつ微量の化学物質であり、通常、その毒性に関する公表文献については存在することはないと考えられること、添加物及び不純物の一部は一般工業製品として入手可能な化学物質であり、その毒性に関する公表文献が存在する場合もございますが、評価に必要な毒性情報が十分得られる化学物質の多くは化学物質の分類リスト及び安全データシートが利用可能であると考えられることから、求める必要はないと判断いたしました。

以上です。

○赤松分科会長 代田委員、御報告ありがとうございました。

農薬原体部会での検討結果の御報告でしたけれども、何か御質問、御意見などございましたらお願いいたします。御意見、御質問はございませんでしょうか。

○奥語委員 今の説明の(3)の2つ目の「・」で、2行目に「公表文献が存在する場合もあるが、」とあって、最終的には求める必要がないということは、どう理解したらいい

のかなと思ったのですが、例えば公表文献が存在していて申請者がそれを何らかの形で自主的に出す分には、別にそれを拒否するものではないという理解でよろしいのでしょうか。

○赤松分科会長 そうだと思いますけれども、事務局、よろしくお願いいたします。

○西岡農薬審査官 その点については農薬原体部会でも議論がありまして、自主的に出してきたものが、事務局等が確認して十分使えるものであれば、当然受け入れるという話になっております。

○與語委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○赤松分科会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんようでしたら、これも以上とさせていただきます。

次に、議事（４）「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）」に対する意見募集の結果について（案）に入りたいと思います。

この省令案につきまして、令和４年９月１３日から令和４年１０月１２日までの期間で実施した意見募集の結果の御紹介です。

内容につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○山原課長補佐 事務局の山原でございます。

資料６－１を御用意いただければと思います。

令和４年９月１３日から令和４年１０月１２日までの期間、パブリックコメントを実施いたしました。対象は、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）でございます。

意見募集段階の資料につきましては、御参考までに、参考資料７としてお配りしております。

こちらの省令には２つの柱がございまして、１つ目は、天敵に係る登録拒否基準でございます。法第二条第二項に規定いたします、天敵を使用することによって生活環境動植物に著しい被害を生ずるおそれがある場合等について、登録拒否基準として定めるという趣旨でございます。

そしてもう一つが、この分科会でも御議論いただきました補助成分に係る登録拒否基準でございます。ＣＡＳ番号といたしまして３３の成分につきまして、農薬製剤中に０．１％以上含まれますと登録を拒否するというものでございます。

御意見は全体で３００件お寄せいただきました。この後のページで別紙といたしまして、

頂きました御意見とその考え方の案をまとめておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

まず、こちらの表の見方を御説明申し上げます。

左側に御意見、右側にそれに対応する考え方を整理しております。

同じ趣旨の御意見につきましてはまとめさせていただいております、該当する件数も下の方に記載しております。お寄せいただきました1件の御意見に対して複数の御主張が含まれる場合、それぞれ分けてカウントいたしますので、総数が300件よりも多くなっていることを申し添えます。

別紙は全体で9つほどの御質問に分けて整理しておりますが、本日、御説明が長くなってしまうので、まずは問1から3、次に問4と問5、そして問6から問9と3つに区切って順に御紹介してまいりますので、御議論いただければと思います。

それでは3ページ、まず問1でございます。

頂きました御意見でございますが、「農薬の毒性を調査するのに、実際に使用する商品（農薬製剤）の状態で検査するべきです。農薬のリスク評価のための毒性試験は、農薬原体を用いることが基本となっており、農薬製剤は急性毒性試験のみ指定されているだけです」という御意見を頂きました。

それに対する考え方の案でございますが、「農薬の登録申請に当たって、有効成分については、急性毒性試験及び長期毒性試験を要求し、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価のほか関係府省が評価を実施しています。製剤については、急性毒性試験を要求し、農林水産省が注意事項を設定してきたところです。これに対し、製剤を用いた長期毒性試験については、より多くの試験動物が必要となる等の課題があり、欧米においても要求されていないものと承知しており、我が国でも要求しておりません」という回答としております。

続きまして4ページ、2番目の御意見でございます。

まず1つ目の御意見でございますが、「より一層の安全性向上を」求めるのであれば、常に「安全の側」に立って、1番、N I T Eのデータベースにおきまして「発がん性」、「生殖細胞変異原性」又は「生殖毒性」が「区分1」とされている物質、2番目といたしまして、欧州の使用禁止リストに掲載されている物質、3番目といたしまして、米国で使用が許可されていない、又は製剤中の含有量が制限されている物質のうち1つでも該当する場合には、使用禁止とすべきであるという御意見でございました。

2つ目が、補助成分30種類のうちいずれかが「全重量の0.1%以上含まれている場合」としたのですが、そのことには反対であり、「いずれも「検出されてはならない」と、一切の使用を禁止することを求めます」という御意見でございました。

3つ目でございます。

「今回は、「発がん性」と、「生殖細胞変異原性」又は「生殖毒性」が「区分1」とされている物質に毒性の対象が限定されていますが、少なくとも、「発達神経毒性」や「内分泌かく乱性」も対象に加えて、物質指定基準を改めるべきです」という御意見を頂いております。

この御意見に対する考え方といたしましては、右側でございます。

まず冒頭、補助成分の目的を記載しております。「作物や害虫への付着性の向上等を目的として農薬の製剤に添加される物質です」。

次に、今回省令の案の段階で御提示したリストの考え方の説明を付け加えさせていただいております。

「今般のリストに記載している補助成分として使用の切り替えを促す物質は、我が国における一般化学物質のハザード分類を取りまとめたN I T Eのデータベース……」等々の御説明を差し上げた後に、「欧米の規制状況を参考に、実際に農薬の補助成分として使用される可能性があるものを選定したものです」と御説明しております。

「また、」以降の段落でございますが、こちらも事実関係の御説明でございまして、なぜ0.1%以上としたのかというところで、G H Sの制度を参考にいたしましたというところを付け加えさせていただいております。

最後、なお書きのところでございますけれども、御意見3に対する回答でございます。

「N I T EのデータベースやG H Sにおいて、「発達神経毒性」や「内分泌かく乱性」に関する指標については、現時点において採用されておりませんが、今後とも国内外の議論を注視してまいります」という結び方をしております。

以上が問2の御説明でございます。

続きまして問3、30成分以外の補助成分の安全性の確認に関する御意見でございます。

1つ目の御意見が「今回指定される30種以外の物質についても、その安全性の確認を行うべきです」という御意見でございます。

2つ目です。「今回は極めて毒性が高いもの30成分をほぼ使用禁止しましたが、毒性が中程度のものについて、リスクベネフィットの対比について農薬製造者の評価コメントを

公表しなければ使用できないという規制を加えてください」というものでございました。

3つ目です。「使用禁止リストへの追加の可否につき、広く意見を募集した上で、常に安全側に立って管理を行われるよう要望します」という御意見でございます。

対応する考え方が右側でございます。

冒頭でございますが、補助成分を含む農薬の安全性については確認しており、使用方法を守って使用する限り健康に問題が生じるものではないという基本的な考え方、また、その上で「農薬の安全性を一層向上させるため、農薬の補助成分について、より安全性の高いものへの切り替えが進むよう、規制を導入するものです」というスタンスを、まず述べさせていただきました。

なお書きでございます。「規制導入から概ね5年後、新しく得られる科学的知見を踏まえ、今回のリストに掲載されていない成分を規制対象とすべきかどうかも含め、本規制の考え方を見直すこととしております」としているところでございます。

ここで事務局からの御説明を一度区切りたいと存じます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

パブリックコメントの意見が多く、資料が大部でございますので、事務局の御説明のとおりに、まずは資料6－1の別紙の質問1から3に対して議論させていただきたいと思います。

ここまでの御説明、内容につきまして、御質問、御意見などがございましたらよろしくお願いいたします。

まず1番から行った方がよろしいでしょうか。

1番目の御意見に対しまして、よろしいでしょうか。製剤で毒性検査をするという御意見に対しての回答ですが、これでよろしいでしょうか。

よろしければ——というか、後でも結構ですけれども、2番にいきたいと思います。

2番は意見が1、2、3とございまして、リストの考え方についてですけれども、夏目委員お願いいたします。

○夏目委員 本質的ではないかもしれませんが、説明の1行目に補助成分の目的が「付着性の向上等」となっていて、「等」が入っているからいいのかもしれませんが、付着性がかなり強調されてしまって、それでいいのかなとちょっと疑問に思いました。例えば剤の安定性を保つ成分とか均一性を保つ目的で添加されているものもあるので、付着性の向上だけが強調されているようで違和感がありました。

○赤松分科会長 ありがとうございます。補助成分の目的についてですが、事務局、いかがでしょうか。

○山原課長補佐 夏目先生、ありがとうございます。

こちら、先生から頂きました点について「等」の前に追記する形で修正を進めたいと思います。

○赤松分科会長 追加していただくということでもよろしいでしょうか。

○夏目委員 承知しました。

○赤松分科会長 ほかにございますでしょうか。

○奥語委員 1つ意見と1つ質問ですけれども、意見の方は今、夏目委員からあった部分なのですけれども、この審議会では、どちらかというといわゆるリスク管理の部分になってくるので特に追記するという事ではないのですが、夏目委員もおっしゃっていましたように補助成分の目的には幾つかあるのですが、結果的に、いわゆる有効成分の投下量を減らすことができるという非常に大きな意味があるので、そういう意味では補助成分の目的は、ここでは害虫にすごく特化していますけれども、それだけではないので、そこはうまく書いていただければと思います。

それから質問に関しては、どう質問していいかもちょっと分からないのですが、最後の御意見で、例えば発達神経毒性とか内分泌かく乱という言葉に御意見でも回答でもかぎ括弧が付いているのですが、これは何か同じところを基にしたというか、表現になっているのかがこれを見て分からなかったのですけれども、農林水産省が作っている回答はどの辺をベースにして「発達神経毒性」とか、「内分泌かく乱性」とおっしゃっているのかを聞きたいと思います。

○赤松分科会長 事務局、よろしくお願いいたします。

○山原課長補佐 まず、奥語先生からの1点目のお投げ掛けでございます。

有効成分投下量を減らすという目的ですね、そういったニュアンスをこちらの回答に付け加えるような形での修正を試みてみたいと思います。ありがとうございます。

2点目の御質問でございます。

こちらは御意見をなされた方の意味する発達神経毒性、内分泌かく乱性という言葉が、いわゆる行政府の方で取り扱っている言葉の定義と果たして一致しているかどうかは、このパブリックコメントだけではなかなかつかみ切れないところもございます。しかしながら、行政府の責任といたしましては、そういった毒性に関する国内外の議論を今後とも注

視してまいりますとのスタンスで、今回の回答案を作らせていただいているところでございます。

○赤松分科会長 與語委員、よろしいでしょうか。

○與語委員 ありがとうございます。

これは質問が難し過ぎたかもしれませんけれども、今の回答でよく分かります。ここは回答するのが本当に難しいなと思いながら聞かせていただきました。

○赤松分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、3番に関しまして何か御意見、御質問はございますでしょうか。30成分以外の補助成分の安全性の確認についてですけれども。

○代田委員 先ほどの御説明で、5年後にもう一度見直すというお話だったと思うのですが、やはり5年間というのはかなり長い期間になりますので、その間の取組も何かお示しになれるといいのではないのでしょうか。

情報提供もすごく重要ではないかと思しますので、そのあたりをちょっとお考えいただくといいのではないかと思います。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○山原課長補佐 代田先生の御指摘、どうもありがとうございます。

おっしゃるとおり、5年を待たずに、農薬メーカーが早期に補助成分の切替えを自主的に検討、着手できる環境づくりは重要と考えております。そのためには何よりも情報が大事でございますので、この規制に関係する国内外の情報をキャッチアップいたしまして、農薬メーカーに提供することも検討してまいりたいと思います。

具体的にパブリックコメントの回答にどう書くかにつきましては、適切な場所も含めて事務局で検討したいと思います。

ありがとうございます。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

○與語委員 私も代田委員と同じ質問をしようと思っていたので、やはりこの表現だと5年間何もしないよというふうに受け取られかねないので、実際はそうではないということをこれまで議論していますので、その辺の表現を変えた方がいいと思います。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○山原課長補佐 事務局でございます。よろしいでしょうか。

本日御欠席の三浦委員より本件につきましてコメントを頂いておりますので、代読してもよろしいでしょうか。

○赤松分科会長 お願いいたします。

○山原課長補佐 規制対象物質の検討にあたっては、水産資源への影響についても十分に考慮し、水生生物の保護の観点からもリストを追加すべきかどうか検討をお願いします。また、発達神経毒性や内分泌かく乱性については、過去魚類の雄性化や生殖不順等を招いたことが示唆されており、欧州の後追いとならないように検討を進めるようお願いいたします。以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

御欠席の三浦委員からのコメントで、水生生物の保護の観点も含め、補助成分について環境影響も考慮すべきではないかという御指摘ですけれども、事務局からこれに対するコメントはございますでしょうか。

○山原課長補佐 補助成分を含む農薬の安全性につきましては、農薬登録の際に確認しており、どの農薬を使用したとしても、使用方法を守って使用する限り問題が生じるものではないと考えております。

その上で、農薬の安全性を一層向上させるため、農薬の補助成分についてより安全性の高いものへの切替えが進むよう、環境影響の観点でも議論が進められるものと承知しております。

別途環境省の審議会で議論されることとなりますが、環境中への排出を制限すべき物質について、ほかの規制なども踏まえつつ追加を検討するものと聞いております。

パブリックコメントへの回答にどのように書くかにつきましては、環境省とよく相談してまいりたいと思います。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

環境省と相談をしてということでしたが、よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

ございませんようでしたら、事務局から次の説明をお願いできますか。

○山原課長補佐 それでは、6 ページの間 4 に移ってまいりたいと思います。

「毒性の高い補助剤を含んだ農薬は、5 年の猶予ではなく直ちに禁止すべきではないでしょうか」といった御意見を頂いております。

それに対する考え方といたしましては、右側でございます。

「補助成分を含む農薬の安全性については、農薬登録の際に確認しており、どの農薬を使用したとしても、使用方法を守って使用する限り、健康に問題が生じるものではないと考えております。そのうえで、農薬の安全性を一層向上させるため、農薬の補助成分について、より安全性の高いものへの切り替えが進むよう、規制を導入するものです」という基本的なスタンスをまず書かせていただいております。

「その際、既に登録を有する農薬については、農業生産への支障や農業生産現場での混乱を来さないよう、規制される補助成分の代替物質の選定や、効果や安全性に間する各種試験の実施を経て、新たな農薬が農業生産現場に供給されるまでの期間も考慮し、一定の経過措置を講じることとしております」と付け加えさせていただいております。

そして「また、」以降の段落でございますが、実際にリストに掲載されている物質を補助成分として使用した農薬の我が国における使用実態は、別添の資料ですね、後ほど御説明いたしますが、そちらのとおりであり、「直ちに販売・使用を禁止する必要はないと考えております」としております。

ここで、ページが先になって恐縮でございますが、別添の内容について御紹介したいと思います。9ページでございます。

我が国で現在販売等されている農薬に、このリストに掲載されている物質が補助成分として使用されている実態につきまして、まとめております。

リストの対象となっている物質のうち、現に登録を受けている農薬の補助成分として使用されているものは、4物質でございます。我が国の農薬登録は約4,000製剤でございますが、これらを補助成分として含む農薬は、そのうち6製剤でございます。各物質について、我が国での使用実態や他府省の審議会の取りまとめ結果などを、この資料にまとめております。

まず、フタル酸ジ-*n*-ブチルでございます。

用途は、御覧のとおり塗料などに使用されております。農薬では、樹木の幹等に塗布して使用する一部の製剤の可塑剤として添加されております。

次に、排出量でございますが、環境中への当該物質の総排出量は御覧のとおりでございます。直近では30トン弱となっているところでございます。農薬では約2トン排出しているものと推定しております。

毒性情報は資料のとおりでございますが、平成17年の化学物質の初期リスク評価書にお

きまして、生殖・発生毒性の経口経路のMOEが13,000、経口及び吸入経路のMOEが10,000であり、不確実係数積1,000より大きいため、「現時点ではヒト健康に悪影響を及ぼすことはないと判断する」とされているものでございます。

ここで記載しておりますMOEでございますが、マージン・オブ・エクスポージャー、又はばく露マージンと呼ばれるものでございまして、毒性試験で求める無毒性量などと推定されるばく露量との比を表しています。この値が小さい場合にはリスク管理の必要性が示唆されるものとされております。今回のこちらの物質につきましては、その管理の判断の目安となります1,000よりも大きい数字であることをもって、資料に掲載されている結論となったようでございます。

こちらの物質の農薬としての使われ方でございますが、使用方法が樹木への塗布であり、ばく露量が多いと想定される農薬使用者においても、農業用マスク、手袋、長ズボン、長袖の作業着などを着用するなどの当該農薬に付されている使用上の注意事項を守って使用している実態からも、農薬によるヒトへの経口及び吸入ばく露量は少ないと考えられ、直ちに当該農薬の販売、使用を規制する必要はないとしているものでございます。

次の物質でございます。

こちらの物質は塗料やニスなどに使用されているようでございます。農薬では、噴射して使用するものに添加されています。

排出量は、御覧のとおりでございます。

農薬では、該当する農薬の製剤出荷量が増え、御覧の数字となっております。

平成24年の「化学物質の環境リスク初期評価（第11次とりまとめ）」において、経口ばく露については、ばく露量が把握されていないため、健康リスクの判定はできなかったとされておりますけれども、同じ評価におきまして、平成12年の地下水のデータを用いた推定もしておりまして、こちらの経口ばく露量から算出したMOEが2,500万超であること、また、環境媒体から食物経由で摂取されるばく露量は少ないと推定され、そのばく露を加えてもMOEが大きく変化することはないことから、御覧の結論になっております。

同じ評価書におきまして、吸入ばく露についても考察がなされておりまして、一般環境大気中の濃度のMOEが24,000であること、室内空気中の濃度から求めたMOEが210であることなどから、御覧の結論とされております。

また、労働衛生の分野でございますが、日本産業衛生学会による当該物質の許容濃度が5 ppmとされていまして、こちらの農薬製剤1缶全量を40立方メートルの密室で全量噴射

した場合に、この 5 ppm という数字に達するといった試算もしております。

現場での使われ方でございますが、当該農薬の使用方法としてはこういった密室で使うようなものではなく、樹木の切り口などへの局所的な噴射であり、また、屋外で栽植される樹木に使用される実態からも、ばく露量が多いと想定される農薬使用者において、先ほど申し上げました許容濃度を超えることはなく、直ちに当該農薬の販売・使用を規制する必要はないとまとめているものでございます。

説明が長くなって恐縮でございますが、最後に、ほう素化合物の御説明に参りたいと思います。

2 物質を 1 つにまとめて整理しております。

用途でございますが、ガラス繊維、ほう珪酸ガラス、医薬品などに使用されておりました、農薬では、水で希釈する一部の製剤に安定剤として添加されているようでございます。

排出量につきましては、資料のとおりでございます。

毒性情報でございます。

化学物質の初期リスク評価書、平成20年でございますけれども、ほう素及びその化合物の主要なばく露は飲料水や食物とされております。また、同評価書において吸入ばく露で評価できる試験データがないことなどから、吸入経路のMOEは算出されていないものの、生殖・発生毒性に関する経口経路の無毒性量から算出した経口経路のMOEが130であり、管理の目安となります100よりも大きく、結論といたしましては、御覧のとおりとなっております。

現に登録を受けております、こちらの対象となります農薬を散布したときの農薬使用者へのばく露量につきましても、事務局で試算しております。四ホウ酸ナトリウムの場合ですと、最大でほう素換算で0.068 μ gB/kg、四ホウ酸ナトリウム十水和物の場合ですと、最大でほう素換算で1.57 μ gB/kgとなっております。

先の段落で経口経路の無毒性量9.6 mg/B/kg/日という値がございまして、そちらのオーダーと比べてもごく僅かであり、直ちに当該農薬の販売・使用を規制する必要はないという形でまとめております。

ページが前後して恐縮でございます。6 ページの間 4 にお戻りいただければと思います。

このような実態を、3 段落目の「また、」以降の段落に記載させていただいております。

4 段落目、「なお、」以降でございますけれども、当該農薬の登録を有する農薬メーカーに対しましては、より安全性の高い補助成分への切替えを促しているところでござい

して、速やかに進めるよう今後も指導してまいりたいと考えているものでございます。

他方、これから登録を受ける農薬につきましては、切替えを促すべき成分を補助成分として含む製剤は、パブリックコメント前の当初の省令案では令和7年10月1日まで申請されたものは登録可能としておりましたところ、今般のパブリックコメントの結果を踏まえまして、これを令和5年10月1日、これはTBT通報を含む所要の手續に要する期間を考慮した早い時期の施行日になるのですけれども、そちらに改めまして、それ以降に申請されたものは登録できないことといたしました。

続きまして、問5の御紹介でございます。

御意見の1番でございます。

「省令案に記載されている補助成分を使用している農薬については、市場から在庫も含めて回収すること、農家等に保存されているものであっても回収または廃棄することを求めます」といった御意見。

2つ目の御意見は「猶予期間中であっても、農薬製造事業者が対策をとったり、市場から問題がある製品を回収したりすることについて、自主的な努力義務を課すことを求めます」といった御意見でございます。

こちらに対する考え方は、先ほどの問4の流れとよく似ておりますけれども、まず農薬の安全性、そして補助成分の規制を入れた意義についても述べた上で、「また、」以降でございます、別添の我が国での農薬使用の実態を踏まえましても直ちに回収・廃棄する必要はないと説明しているものでございます。

最後「なお、」とございますけれども、農薬メーカーに対しましては切替えを促しているところであり、今後とも速やかに進めるように指導してまいりますという結び方をしております。

問4と問5、また別添に関する御説明は以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

別添の説明もかなりややこしいところがあるのですけれども、今の問4と5、それから別添につきまして、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

では、まず4番からいきたいと思います。施行時期についての話ですが、早めるということですね。新規の登録の剤については早めるということで、またこれは後で御説明がありますけれども、いかがでしょうか。

○奥語委員 別添の説明に対して質問してもよろしいでしょうか。

○赤松分科会長 どうぞ。

○與語委員 9ページで、農薬の使用方法として樹木への塗布とあるんですが、私は面積当たりで理解した方が分かりやすいものですから、樹木へ塗布することで、木が面積当たりどのくらい植わっているか分かりませんが、面積当りにするとかなり小さいのでしょうか。まずそれを聞きたかったのですけれども。

○赤松分科会長 事務局、いかがでしょうか。

○山原課長補佐 こちら樹木の幹等に塗布というところは、実際の使用方法などを参照してみますと、例えば樹皮を剥がして病気になっているところに塗るとか、あとは剪定した後の切り口に塗るとか、そういった使い方をしているようでございまして、いわゆる1つの木に対してどれくらい塗るという数値的なところは、記載されていない現状にございます。

○與語委員 ありがとうございます。

あと2つ質問があるのですけれども、10ページ、同じような質問になってしまうのですが、これでも樹木の切り口などへ局所的な噴射というのがあるのですね。それで、例えで出している全量と、切り口への局所的な噴射というのはどのくらいのギャップがあるのかちょっとイメージできなかったのですけれども、もしも可能であれば説明していただけますか。

○山原課長補佐 こちらもなかなか定量的な説明が難しいところでございますが、まず1点申し上げたいのは、1缶全量を密室で噴射するというところ、これは極端な話として書いております。実際こちらの農薬の注意事項、また使用方法とか適用を見ますと、その下の段落に記載しておりますとおり、屋外で栽植される樹木に使用されるものでございますので、先ほど申し上げたような極端な事例は起こらないのではないかとこのものでございます。

○與語委員 了解しました。

もう一つは11ページですけれども、四ホウ酸ナトリウムの場合は最大でほう素換算で0.068とあるのですけれども、十水和物になるとそれが1.57になって大きく違うのですけれども、これは処理方法とか何かが全然違うのでしょうか。それも教えてもらえればと思うのですけれども。

○山原課長補佐 先生に御質問いただきました件、四ホウ酸ナトリウムが含まれております農薬と四ホウ酸ナトリウム十水和物が含まれている農薬というのが、まず違います。そ

それぞれの使い方ももちろん違っており、資料ではそれぞれの農薬製剤での最大のばく露量を御紹介しております。先生のお尋ねには、農薬が違いますという御回答としたいと思います。

○奥語委員 分かりました。

では、それをこのガイダンスの予測式で推定すると、このぐらいの差が出たということなのですね。

○山原課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○奥語委員 了解しました。ありがとうございました。

○赤松分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

ございませんようでしたら5番の方へ行きたいと思います。5番、回収・廃棄に関してですけれども、何かございますでしょうか。

○天野委員 意見ですけれども、1つ前の施行時期にも少しかかってくるのですが、別添の方にかかなり詳しく使用状況あるいは毒性情報をまとめていただきましたので、これを見る限り、実際に使われている製剤も少なく、また、私、SDSなども少し見せてもらったのですけれども、含有量自体も、それほど多く添加されているわけではないところから見ても、早急に回収するだとか使用を禁止する必要はないかなと理解しております。

ただ、やはりこれだけ多くの反対というか、厳しい御意見が出ているところを見ると、皆様使ったときの安全性もそうなのですから、環境中への広がりだとか、あるいは食品からのばく露といったことにかかなり不安を覚えているのだと思います。やはり農薬は安全に使ってこそ、安全が担保されているということがありますので、使用上の注意ももちろんですけれども、これまで指導してきたように飛散防止ですとか流出防止、あるいは販売業あたりにも言ってきました有効期限が切れたものを売らないだとか、そういったことも含めて、注意事項を含めた遵守をするように御指導を更に強めていただければと思います。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それは書き加えた方がよろしいということでしょうか。

○天野委員 書き加えられればですし、そういう努力もしていますということが出れば。

○赤松分科会長 そうですね。

事務局、よろしいでしょうか。

○山原課長補佐 今の天野先生のお投げ掛けの点、書き方も含めて事務局の方で一度検討

していきたいと思います。ありがとうございます。

実は本日御欠席の小西先生から、天野先生の御意見と関連するコメントを頂いておりますので、読み上げてよろしいでしょうか。

○赤松分科会長 お願いいたします。

○山原課長補佐 今回、別添の資料に農業現場での使用実態に関する記載がありますが、農薬製剤には、毒性情報により、使用上の注意事項が付されています。農薬使用者が使用方法、使用上の注意事項を守ることにより、安全が確保されていると考えます。

以上でございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

今の天野委員と小西委員のコメントは、そのとおりであると思いますので、よろしくお願いいたします。

○與語委員 天野委員がおっしゃったことはそのとおりだと思うことと、それから、特にここに記載してほしいということではないのですけれども、問4と問5のところで、回答の中になお書きで「農薬メーカーに対しては、より安全性の高い補助成分への切替えを促しているところであり、」というのはそのとおりだと思いますし、今後も指導していくことが大事だと思うのですけれども、実際のところ、農薬メーカー自身がかかなり努力していると思うのですよね。ですからその辺は、書き換えるとかではなくて、一言情報提供しておきたいと思います。

○赤松分科会長 情報提供ありがとうございました。

事務局、何かございますか。よろしいでしょうか。

ございませんようでしたら、次の御説明をお願いいたします。

○山原課長補佐 資料6-1の7ページ、6番の御意見でございます。

まず、1つ目です。

「これらの補助剤が使用されている農薬製剤は、現在使われていないのか、過去にどの程度使われていたのか、含有している農薬製剤名を明らかにするべきです」といった御意見でございます。

2つ目でございます。

「とくに発がん性の高いアスベストの3成分である、クロシドライト、クリソタイル、アモサイトもこの30種に含まれているが、現在使用されている農薬製剤には使用されていないのか、確認が必要ではないでしょうか」という御意見でございます。

こちらに対する考え方につきましては、右側です。

「今般のリストに掲載されている物質を含め、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」、化管法と呼んでいるものですが、これらの「他法令に基づき、SDSの提供義務、ラベル表示の努力義務が課せられている物質につきましては、農薬メーカーのホームページに掲載されているSDSを確認すること等により、製剤中に含有しているかどうかを確認することができます。」としています。

次の段落でございます。

「なお、補助成分を含む農薬の安全性については、農薬登録の際に確認しており、どの農薬を使用したとしても、使用方法を守って使用する限り、健康に問題が生じるものではないと考えているところでございます。このことについて生産現場等で誤解が生じないよう留意する必要があるとございます。」

御指摘のクロシドライト、クリソタイル及びアモサイトにつきましては、別添、先ほど御紹介した資料でございますが、そちらのとおり、現に登録を受けている農薬の補助成分として使用されておりません。

次のページ、問7でございます。

1つ目が「農薬（製剤それぞれ）に用いた補助成分について、販売時に農薬の容器包装等に表示することを義務付けるべきです」という御意見でございます。

2つ目です。「農薬（製剤それぞれ）に用いた補助成分について、農薬製造業者・販売業者・輸入業者は、これらを公開するべきです」という御意見でございます。

こちらに対応する考え方は、右側です。

「今般のリストに掲載している物質を含め、化管法等の他法令に基づき、SDSの提供義務、ラベル表示の努力義務が課せられている物質については、農薬メーカーのHPに掲載されているSDSを確認すること等により、製剤中に含有しているかどうかを確認することができます。」

次の段落です。

「なお、そうした物質以外を含めて製剤中の補助成分すべての表示や公開を義務づけることは、実行可能性や知的財産権等の問題があり、困難であると考えております」と結んでおります。

説明を続けさせていただきます。

今回のパブリックコメントでは、天敵農薬の部分に関しても御意見を頂いております。

問8でございます。

「法第2条第2項に規定する「天敵」に係る登録拒否基準について令和5年4月1日まで待たずに今すぐに変えるべきです」という御意見です。

これに関します回答といたしましては、SPS通報などの所要の手続を経る必要がありますので、お示しのスケジュールのとおりに進めさせていただきますという回答としております。

問9でございます。

「安易に天敵昆虫を使用して、後から被害があった事例があるので、今後十分注意を払って頂きたいです」という御意見でございます。

回答といたしましては、天敵農薬については、その農薬登録に際し、農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会や中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会天敵農薬分科会、こちらは仮称でございますけれども、そちらにおきまして専門家の御意見を聴きながら、最新の科学的知見に基づき、生活環境動植物や人等への安全性について評価を行うこととしておりますという回答としております。

問6から問9までの御説明は、以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

では、まず6番、補助成分として使用されている製剤を公開するかというコメントですが、これにつきまして、いかがでしょうか。特に危ないものは入っていないということも書いてありますが、御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。SDSとかそういうところを見れば分かるということですが。

よろしいようでしたら、7番に入りたいと思います。補助成分の表示・公開ですが、いかがでしょうか。

○本田委員 最後のところで、実行可能性を理由に困難というのは分かるのですが、知的財産権等で困難というのはちょっと分かりにくいと思ひまして、農薬の補助成分の製剤というのはかなり高度な、いろいろな技術を各製造メーカーが開発したものでして、そういう意味での知的財産権ですので、製造メーカーの権利保護の観点からそういったものの開示は困難ということが分かるような表現にいただいた方がよろしいかと思ひます。

○赤松分科会長 事務局、いかがでしょうか。

○山原課長補佐 一度事務局の方で修正案を考えてみたいと思ひます。ありがとうございます。

○本田委員 よろしく申し上げます。

○赤松分科会長 ほかにございますでしょうか。ございませんでしょうか。

ございませんでしたら、補助成分ではなく天敵農薬に関する御意見に移りたいと思います。8番、9番、一緒にしてもよいかなと思うのんですけれども、何か御意見ございますでしょうか。

ございませんようでしたら、修正箇所が幾らかあったとは思いますが、ご意見への回答の方針としては、修正していただいた上で、このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○赤松分科会長 では、本日委員の方から頂いた御意見に基づいて、事務局に修正案の作成をお願いしたいと思います。

およその修正の方向性につきましては、先ほどの議論のとおりかと思いますが、文言の詳細につきましては座長一任でよろしいですか。皆さんにお回しした方がよろしいでしょうか。

特に御意見がなければ座長一任にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○赤松分科会長 では、そうさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

これまでの分科会での議論のまとめを資料6-2として事務局が準備しており、パブリックコメントを受け、更新した点を整理してもらっております。

事務局より資料6-2の説明をお願いいたします。

○山原課長補佐 資料6-2を御用意いただければと思います。

この資料は、6月の農薬分科会で御議論いただいた時点の資料から、今回のパブリックコメントを受けまして変更した点を整理したものでございます。

2ページの4番を御覧いただければと思います。

規制導入の経過措置のところです。

先ほどパブリックコメントの回答のところでも御紹介しましたとおり、1段落目「これから登録を受ける農薬のうち、規制対象となる物質を補助成分として使用しているものがあれば、令和5年10月1日以降に申請されたものは登録できないこととする」としております。これは、当初の省令案でお示しした期日を2年前倒ししているものでございます。

次の段落でございます。

6月の御審議の段階では「規制導入から3年後」という形で漠と書いておりましたが、

こちらを「何年何月」という形で具体化したという修正を施しております。

実際この規制導入のタイミングでございますけれども、そこを「施行」という形でとらまえますと、施行から３年後という期日が令和８年１０月となるという考え方はあるのですが、この審議会で議論を開始してから、農薬メーカーには実際に切替えに着手いただいております、令和７年１０月までを目途に切替えを進めているという実態も踏まえて、このように修正をしているところでございます。

なお、農林水産省といたしましても農薬メーカーに対しまして、この資料でまとめております補助成分の取扱いについて、省令の公布、施行前に丁寧に説明することとしたいと考えているものでございます。

資料６－２の説明は以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

先ほども御説明ありましたように、新規に登録する農薬については時期を早めることと、具体的な年・月が書かれているのですけれども、資料６－２につきまして何か御意見、御質問はございますでしょうか。御意見、御質問はございませんか。

○與語委員 今の説明でよく分かったのですけれども、もし別の言い方をすれば、ある意味、前倒しをするのですけれども、それでも現場で、いわゆる農薬が使えなくなるといった懸念はないというか、もう十分対応できることがどこかで担保できるという理解でよろしいでしょうか。

○赤松分科会長 事務局、お願いいたします。

○山原課長補佐 今回、前倒しという形で書かせていただいておりますのはこれから登録を受けるものということで、今、現場にないものでございますので、そういった御迷惑は掛からないものと想像しております。

○與語委員 ありがとうございます。これから登録を受ける農薬ですね、申し訳ないです。

○赤松分科会長 そうですね、新規登録のものだけを早めるということですから、よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

ございませんようでしたら、資料６－１と６－２に関する議論は以上としたいと思います。ありがとうございました。

事務局から何かありますでしょうか。

○山原課長補佐 先ほどのパブリックコメントの回答への修正案などにつきましては、環

境省の所掌に関する御議論もございましたので、環境省にも相談の上、赤松分科会長に御相談したいと思います。よろしくお願いいたします。

また、先生方におかれましては補助成分の本件につきまして、これまで多大な御尽力を頂き、事務局を代表して心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

公布や施行までまだ所要の手続は残っておりますが、農薬のより一層の安全性向上のための取組の第一歩として進めてまいりたいと存じます。ありがとうございました。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

議事は以上となりますけれども、これまでのことでも何でも、何か御意見、御質問などございましたら伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんようでしたら、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○楠川室長 本日は熱心に御議論を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様に御確認いただきました後、公開となります。

以上をもちまして本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後4時45分 閉会